

# 転籍届 記入例

- ・届出できる場所：本籍地、住所地、所在地のいずれかの市区町村(この届は土、日、祝祭日でも届けることができます。)
- ・添付書類：戸籍全部事項証明書又は戸籍謄本(同一市区町村内で転籍する場合は不要)の添付が法定されています。
- ・持参するもの：①届出人が押印した印鑑

②届出を持参する人の本人確認をしますので、運転免許証、パスポートなどをお持ちください。

※届出人は夫婦双方です。届出人の作成した届書を持参する場合は家族でもかまいませんが、訂正の必要が生じた場合は、ご来庁いただくこともあります。

※届書は鉛筆や消えやすいインク(消せるボールペンなど)で書かないでください。

※戸籍の届出は、原則 24 時間、365 日受付を行っています。しかし、届出書の記載内容の不備がある場合や、各種手続きが発生する場合は、改めて平日の市役所開庁時間(午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分)に来庁していただくことがあります。

※届出内容が戸籍に記載されるまで 2 週間程度の時間がかかります。

- ・届出する年月日を記入してください。
- ・届出日を訂正する場合は、届出人欄に押印した印での訂正印が必要となります。

- ・変更前の本籍を記入してください。

- ・筆頭者の氏名を記入してください。

- ・新しく定める本籍を記入してください。

- ・届出人以外に同籍者があれば、名前、住所、世帯主氏名を記入します。(住所が別であっても、同籍者の本籍も変更となります。)
- ・転籍届と同時に住所を移す届出(転入届等)をする場合は新住所を記入してください。(夜間、土、日、祝祭日に届出する場合は住所の移動はできません。)

- ・筆頭者及び配偶者お二人の署名、押印が必要です。
- ・夫婦の一方が死亡等により既に除籍されている場合は、その生存配偶者のみから届出ができます。
- ・夫婦の双方がともに除籍されている場合は、他の在籍者からの転籍の届出はできません。
- ※必ず本人が自署し、各自別々の印を押してください。

<b>転 籍 届</b>		受理 平成 年 月 日	送付 平成 年 月 日
		第 号	第 号
平成 25 年 1 月 20 日届出		長 印	
茨城県守谷市長 殿		書類調査	戸籍記載
		記載調査	附 票
		住民票	通 知
本 籍	茨城県取手市寺田5139		番地 1
	(よみかた) こうの ゆきお		
	筆頭者の氏名		甲野 幸雄
新 しい 本 籍	茨城県守谷市大柏950		番地 1
おなじ戸籍にある人	筆頭者 (名) ゆきお	(住所…住民登録をしているところ)	(世帯主の氏名)
	幸雄	茨城県守谷市大柏950 番地 1	甲野 幸雄
	配偶者 まつこ	茨城県守谷市大柏950 番地 1	甲野 幸雄
	よしたろう	茨城県取手市寺田5139 番地 1	甲野 義太郎
	うめこ	茨城県守谷市大柏950 番地 1	甲野 幸雄
その他			
届 出 人	筆頭者	配偶者	
署名押印	甲野 幸雄 (印)	甲野 松子 (印)	
生 年 月 日	昭和 30 年 2 月 2 日	昭和 32 年 12 月 31 日	
届 出 人 (転籍する人が十五歳未満のときに書いてください)			
資 格	親権者(□父 □養父) □未成年後見人	親権者(□母 □養母)	□未成年後見人
住 所	番地 番 号	番地 番 号	
本 籍	番地 番 号	番地 番 号	筆頭者の氏名
署 名 押 印	年 月 日	年 月 日	印
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	印
連 絡 先	電話 ( )	自宅・勤務先[ ]・携帯	

- ・昼間連絡のとれる電話番号を必ず記入してください。

※ 現在の本籍地の「戸籍謄本」(一通(有料)を届書に必ず添付してください。ただし、同一市区町村内の転籍のみ添付を省略できます。戸籍第百八条)を添付してください。

署名は必ず本人が自署してください。印は各自別々の印を押してください。届出人が署名押印した印をご持参ください。